

開示義務、非開示理由

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	基本的な考え方	備考
開示義務	(開示をしないことができる個人情報) 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報 が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該個人情報の開示をしないことができる。	(公文書の公開義務) 第10条 実施機関は、公開請求があったときは、 公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに 該当する情報が記録されている場合を除き、 公開請求者に対し、当該公文書を公開しな ければならない。	開示義務 実施機関の開示義務を明記 「開示をしないことができる」 「開示しなければならない」  非開示情報 個人情報保護制度固有の非開示情報(評価等情報、 生命等保護情報)以外は、情報公開条例に定め る非公開理由と同様に整備	
法令秘情報	(1) 法令等又は神戸市会会議規則(昭和31年 10月21日市会議決)の規定により、本人 に対し開示をすることができないとされてい る個人情報	(6) 法令若しくは条例若しくは神戸市会会議規則 (昭和31年10月20日市会議決)の定めるところ により、又は法律若しくはこれに基づく政令 による明示の指示(地方自治法(昭和22年 法律第67号)第245条第1号へに規定する 指示その他これに類する行為をいう。)によ り、公にすることができないと認められる情 報	法令秘情報として、法令に基づく政令による 明示の指示を加える。  例) 地方自治法第245条第1号へに規定する 指示	「公文書制度のあり方」答申 p18(公文書公開審査会 平成13年2月)
評価等情報	(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、 相談、試験等に関する個人情報であって、開 示をすることが適切でないと認められるもの	規定なし	維持 例) 私立病院のカルテ(市が保有しているもの)	
個人(開示請求者以外)情報	(3) 第18条の規定により開示請求をした者 (当該者が法定代理人等であるときは、本人) 以外の第三者に関する情報を含む個人情報 であって、開示をすることにより、当該第三 者の正当な権利利益を侵害するおそれがある と認められるもの	(1) 特定の個人が識別され、若しくは識別され うる情報(事業を営む個人の当該事業に関す る情報を除く。)であって次に掲げるもの 又は特定の個人を識別することはできないが、 公にすることにより、なお個人の権利利益を 害すると認められる情報(いずれの場合も、 人の生命、身体又は健康を保護するため、 公にすることが必要であると認められる情報 を除く。) ア 公にしないことが正当であると認められる もの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの 条件で個人から任意に提供されたもの	個人情報(開示請求者以外)と法人等情報を 分けて、それぞれを情報公開条例と同様に 整備  事業を営む個人の情報について 事業を営む個人の当該事業に関する情報 事業を営む個人の当該事業以外に関する情報 法人等情報 個人情報  例) 店舗兼自宅において事業を営む個人の 電話番号	「公文書制度のあり方」答申 p9(公文書公開審査会 平成13年2月)
法人等情報		(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を 除く。以下「法人等」という。)に関する情 報又は事業を営む個人の当該事業に関する 情報であって、次に掲げるもの(人の生命、 身体又は健康を保護するため、公にすること が必要であると認められるものを除く。) ア 公にすることにより、当該法人等又は当 該個人の競争上の地位その他正当な利益を 害すると認められるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの 条件で任意に提供されたものであって、法 人等又は個人における通例として公にしな いこととされているものその他の当該条件 を付することが当該情報の性質、当時の状 況等に照らして合理的であると認められる もの		「公文書制度のあり方」答申 p11(公文書公開審査会 平成13年2月)

	神戸市個人情報保護条例	神戸市情報公開条例	基本的な考え方	備考
国等協力関係 情報	(4) 市と国,他の地方公共団体その他公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされた法人(以下「国等」という。)との間における協議,協力,依頼等に基づいて市の機関が作成し,又は取得した個人情報であって,開示をすることにより国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの	規定なし	削除	「公文書制度のあり方」答申 p13(公文書公開審査会 平成13年2月)
事務事業執行 情報	(5) 市又は国等が行う取締り,監督,検査,争訟,交渉その他の事務事業に関する個人情報であって,開示をすることにより,当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的を損ない,又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの	(5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって,公にすることにより,次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生じると認められるもの ア 監査,検査,取締り又は試験に係る事務に関し,正確な事実の把握を著しく困難にし,又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし,若しくはその発見を著しく困難にするもの イ 契約,交渉又は争訟に係る事務に関し,市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく損なうもの ウ 調査研究に係る事務に関し,その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を生じるもの エ 人事管理に係る事務に関し,公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し,その企業経営上の正当な利益を著しく損なうもの	情報公開条例と同様に整備  例) ア 資格確認のための調査方法 イ 買収予定価格 ウ 道路計画構想(調査段階資料) エ 職員採用・配置方針 オ 沿線における土地活用利用計画	「公文書制度のあり方」答申 p16(公文書公開審査会 平成13年2月)
生命等保護 情報	(6) 開示をすることにより,人の生命,身体,健康,財産等の保護,市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる個人情報	(3) 公にすることにより,人の生命,身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ,又は生じるおそれがあると認められる情報	現行規定中の「秩序の維持」を、情報公開条例と同様に削除  生命保護情報の例 例) 私のカルテについての請求(そのカルテに難病名が記載されていた場合)	「公文書制度のあり方」答申 p14(公文書公開審査会 平成13年2月)
審議検討情報	規定なし	(4) 実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議,検討又は協議に関する情報であって,公にすることにより,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が著しく損なわれ,市民の間に著しい混乱を生じさせ,又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの	情報公開条例と同様に整備  例) 用地買収交渉記録中に未公表の道路新設計画が記載されている場合	「公文書制度のあり方」答申 p15(公文書公開審査会 平成13年2月)